



広域連合ではあわら市、坂井市の地域包括支援センターに委託して介護予防事業を実施しています。写真は介護予防教室の一コマ（場所：トリムパークかなづ 森の学校）

Content

平成23年度会計決算報告.....	2~3
平成23年度介護保険事業の状況.....	4
介護保険料年間納付額のお知らせについて.....	5
坂井地区における在宅ケア体制.....	5
さかいクリーンセンターからのお知らせ.....	6
代官山墓地使用の受付について.....	6
第43回広域連合議会定例会一般質問.....	7
広域連合NEWS.....	8

平成23年度会計決算報告

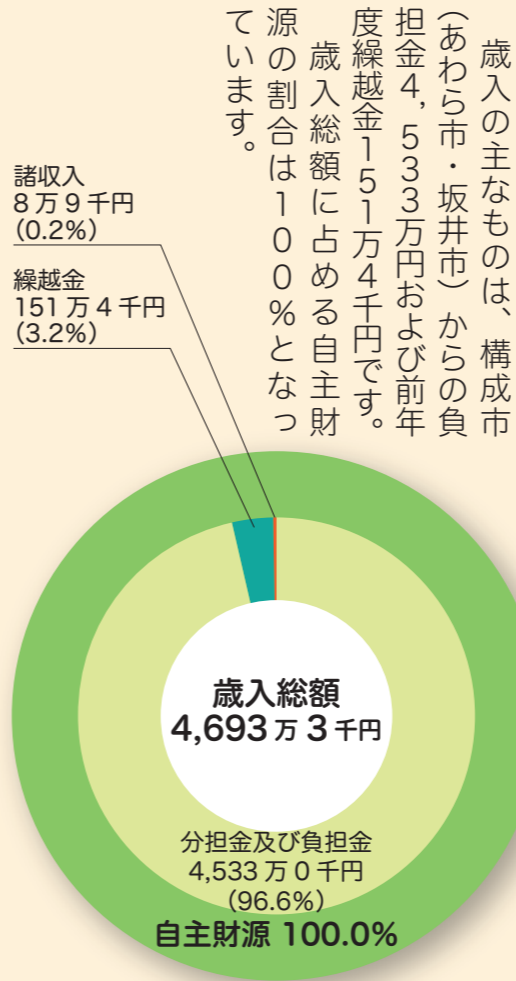
平成23年度坂井地区介護保険広域連合一般会計および介護保険特別会計の決算について、その概要をお知らせします。

※1 金額は、原則千円未満を四捨五入しています。
 ※2 比率は小数点第2位以下を四捨五入しています。

一般会計

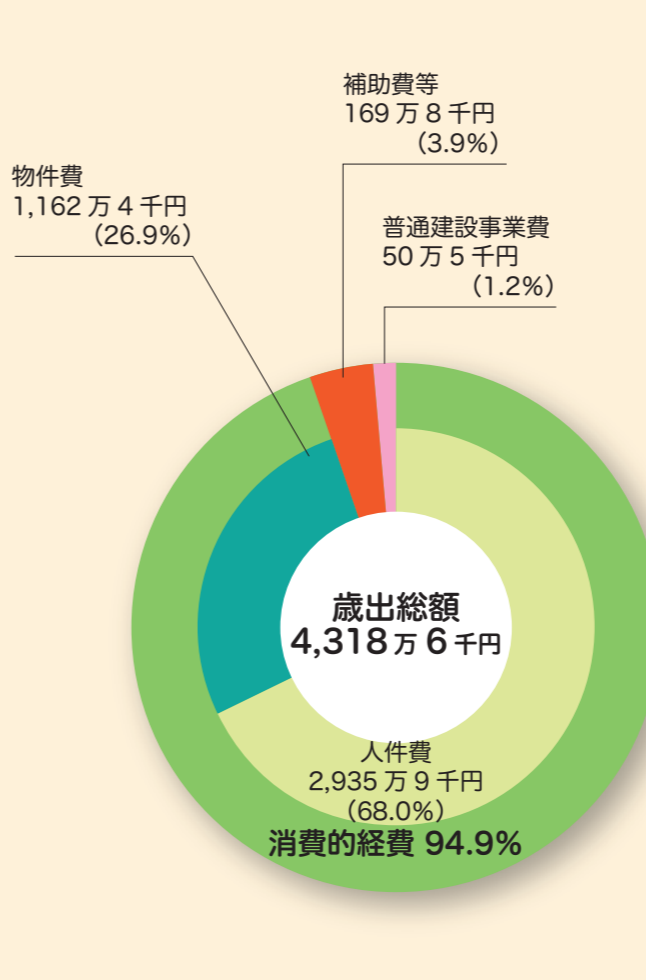
平成23年度の決算額は、歳入総額4,693万円3千円(対前年比11.6%増)、歳出総額4,318万6千円(対前年比6.6%増)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は374万7千円となっています。

歳入 — 総額 **4,693万3千円**



歳出 — 総額 **4,318万6千円**

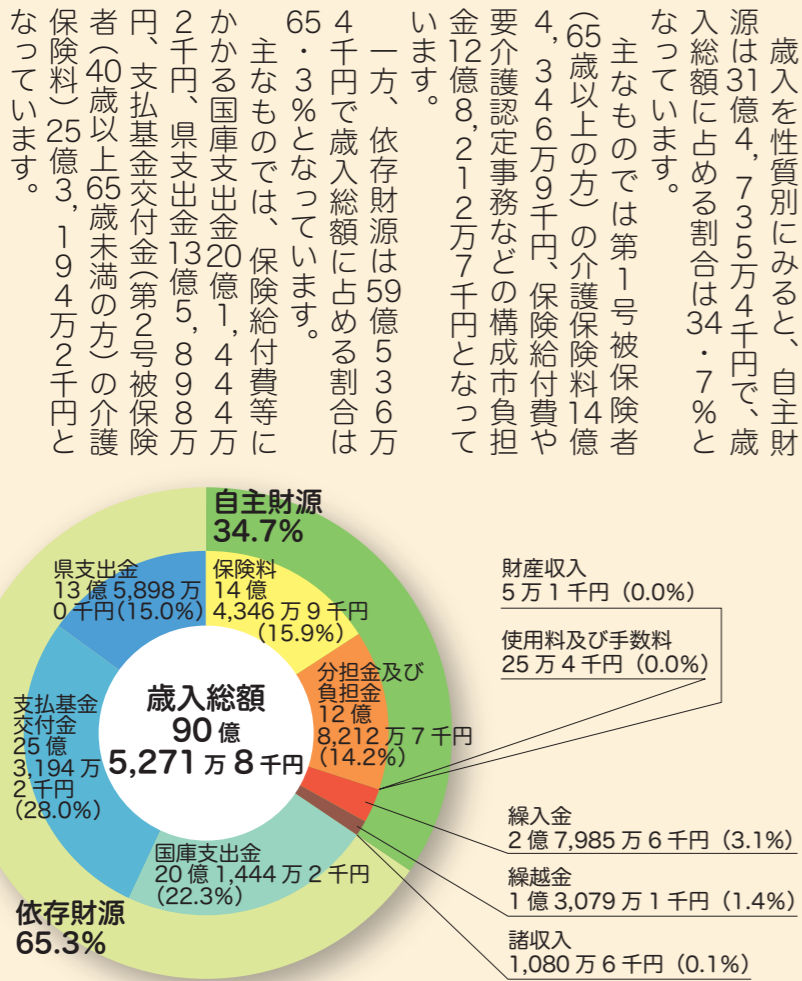
歳出の主なものを性質別にみると、人件費と物件費を合わせた消費的経費は4,098万3千円で、決算総額の94.9%を占めています。このうち、人件費は2,935万9千円で広域連合会議員等の報酬および広域連合職員の給与です。物件費は1,162万4千円です。また、補助費等は169万8千円です。



介護保険特別会計

平成23年度の決算額は、歳入総額90億5,271万8千円(対前年比1.6%増)、歳出総額89億5,796万7千円(対前年比2.1%増)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は9,475万1千円となっています。

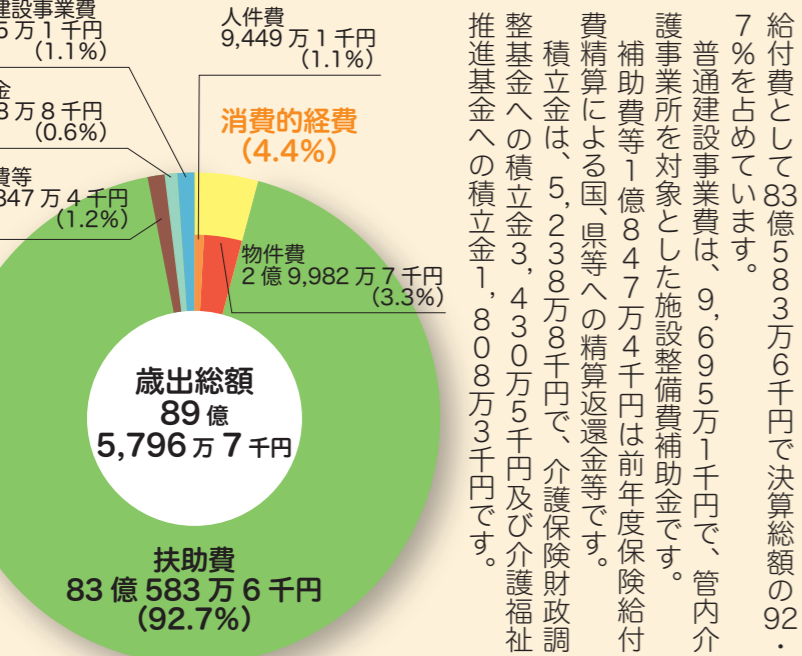
歳入 — 総額 **90億5,271万8千円**



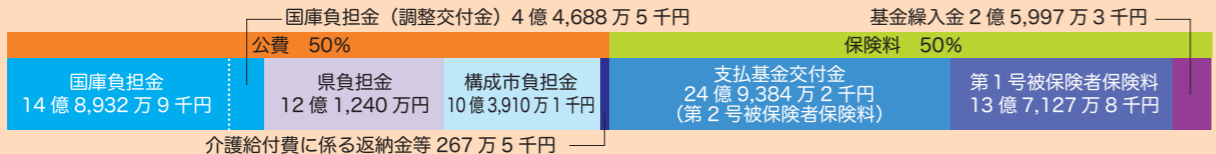
歳出

歳出の主なものを性質別にみると、人件費と物件費を合わせた消費的経費は3億9,431万8千円で決算総額の4.4%を占めています。このうち人件費は9,449万1千円で、介護認定審査会委員報酬および広域連合職員の給与等です。物件費は2億9,982万7千円で構成市への地域支援事業委託料2億7,011万1千円および主治医意見書記入手数料2,335万6千円等です。また、扶助費は住宅および施設サービスに対する給付費として83億583万6千円で決算総額の92.7%を占めています。

平成23年度の決算額は、9,695万1千円で、管内介護事業所を対象とした施設整備費補助金です。補助費等1億847万4千円は前年度保険給付費精算による国、県等への精算返還金等です。積立金は、5,238万8千円で、介護保険財政調整基金への積立金3,430万5千円及び介護福祉推進基金への積立金1,808万3千円です。



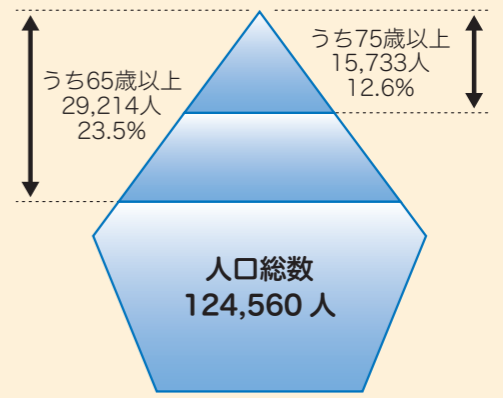
平成23年度 保険給付費の財源内訳 保険給付費83億1,548万3千円



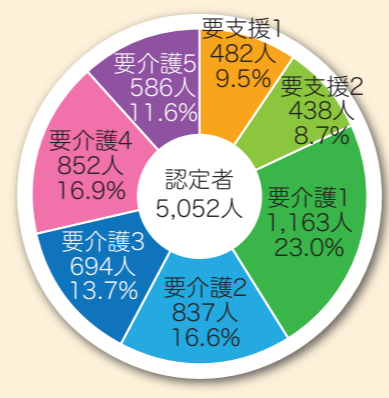
介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合い、介護サービスに要する費用の半分(50%)を公費(国・県・市町村)で負担し、残りの30%(平成24年度からは29%)を40歳から64歳までの方が、20%(平成24年度からは21%)を65歳以上の方が保険料として負担する仕組みです。

平成23年度介護保険事業の状況

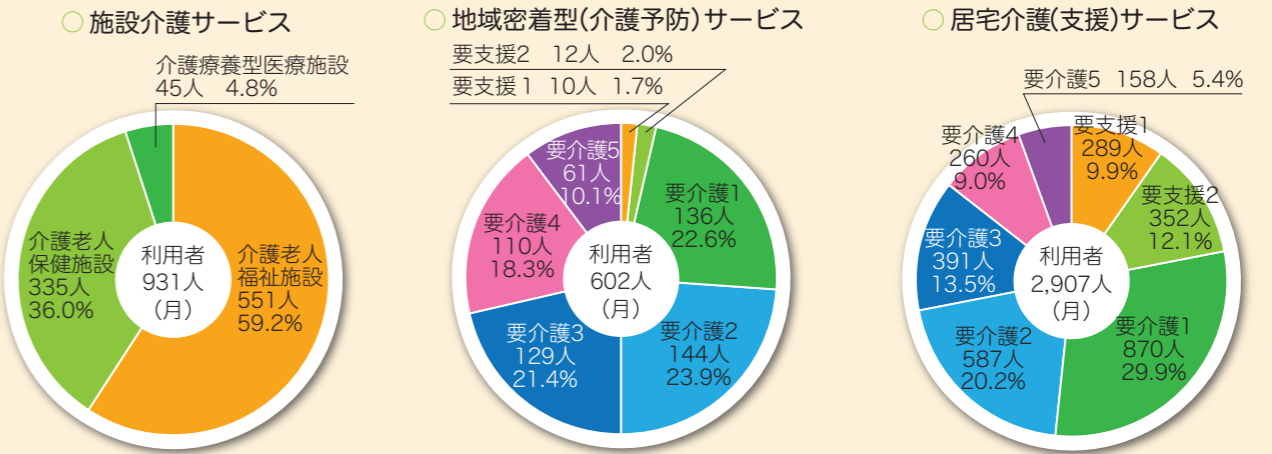
●高齢者人口の状況
(平成24年3月31日現在)



●要介護(要支援)認定者数
(平成24年3月31日現在)



●サービスの利用状況(平成24年3月支払分)



確定申告をされる方へ 介護保険料年間納付額のお知らせ

納付していただいた介護保険料は確定申告における社会保険料控除の対象となります。
平成24年中(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)に納付していただいた介護保険料の額のお知らせを平成25年1月下旬にお送りします。

送付の有無	対象者	証明内容等
送付有り	納付書または口座振替により納付された人(普通徴収)	平成24年1月1日から平成24年12月31日までに納付していただいた介護保険料の額。
送付無し	年金から天引きされた人(特別徴収)	年金保険者(日本年金機構など)から送付される「公的年金等の源泉徴収票」をご利用ください。

- 障害年金、遺族年金から天引きされた方には年金保険者(日本年金機構など)から「公的年金等の源泉徴収票」が送付されるので、広域連合または市役所の介護保険担当課へお問い合わせください。
 - 年末調整等により事前に必要な方は、見込み額での年間納付額のお知らせを発行しますので、広域連合または市役所の介護保険担当課へお問い合わせください。
 - 特別徴収(年金天引き)された介護保険料は、年金受給者本人の申告のみ控除対象となります。
 - 年の途中で徴収方法が切替わった方(特別徴収⇄普通徴収)の納付額のお知らせには普通徴収分しか記載されませんので、ご注意ください。
- ※ 要介護者認定による障害者控除認定については、要介護認定結果通知に同封されているお知らせをご確認ください。
- 問い合わせ先
- 坂井地区広域連合 TEL 0776-911-3309
 - あわらし市役所健康長寿課 TEL 0776-733-8022
 - 坂井市役所健康長寿課 TEL 0776-501-3040
 - 三國総合支所福祉課 TEL 0776-182-8903
 - 丸岡総合支所福祉課 TEL 0776-681-0805
 - 春江総合支所福祉課 TEL 0776-511-9404

在宅での医療・介護体制の連携強化を推進しています！

福井県・東京大学高齢者総合研究機構・坂井地区医師会など関係機関の支援により、坂井地区の在宅ケア体制づくりを推進しています。
平成24年9月4日、「坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会」を立ち上げ、医療・介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域・在宅で安心して暮らしていただくための体制づくりを目指し、次の3つの柱で事業を推進しています。

- 坂井地区医師会とあわらし市・坂井市・坂井地区広域連合の連携強化
- 坂井地区の医療機関と介護保険事業所の連携強化
- 坂井地区の医療機関同士の連携強化(病診連携)

在宅ケア体制構築により あわらし市・坂井市民が受けるメリット！

- 在宅で介護を受けている方が医療を必要とする場合
現状：往診できる医療機関を自ら探すしかない。
↓ 市役所の窓口(地域包括支援センター)へ行けば、在宅ケアの相談ができる。
・坂井地区医師会とタイアップし、介護と医療のサービスを組み合わせ調整してもらえる。
- 症状に変化があり、医師に相談したい場合
現状：介護スタッフに相談しても、医師に情報が伝わらず、治療につなげにくい。
↓ 介護スタッフから医師に症状の変化が伝わり、適時適切に治療を受けられる。
・日常的に訪問する介護スタッフに相談すれば、患者情報を共有するシステムを通じて、医師に情報が伝わる。
- 在宅で治療を受けている方が急変した場合
現状：救急受入先となる病院は指定されていないため、自宅から離れた基幹病院が受入先になることが多い。
↓ 希望に応じて、地域の病院で受入ができる。
・地元の病院と連携し、病状急変時のバックアップもズームズに行われ、救急受入先として指定できる。

施設サービス	サービス名	件数(年)	給付額(年)
施設サービス	介護老人福祉施設	6,627	16億2,135万円
	介護老人保健施設	4,943	12億8,484万円
	介護療養型医療施設	574	1億9,434万円
	計	12,144	31億53万円

その他のサービス	サービス名	件数(年)	給付額(年)
その他のサービス	特定入所者介護サービス費	5,268	1億7,637万円
	高額サービス費	9,565	8,524万円
	住宅改修費	339	3,284万円
	高額医療合算介護サービス費	564	1,191万円
	審査支払手数料分	110,483	964万円
	福祉用具購入費	353	809万円
	計	126,572	3億2,409万円

(※) 地域密着型サービス
地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を維持するために整備されるもので、坂井地区(あわらし市・坂井市)の方だけが利用できるものです。

●サービス別の給付状況

サービス名	件数(年)	給付額(年)
デイサービス(通所介護)	17,123	12億1,428万円
通所リハビリテーション	8,206	6億1,786万円
ショートステイ(短期入所)	5,291	4億7,555万円
地域密着型介護老人福祉施設(※)	1,728	4億2,488万円
認知症対応型共同生活介護(※)	2,088	4億8,210万円
ケアプラン作成	32,662	3億7,958万円
訪問介護	8,100	3億296万円
認知症対応型通所介護(※)	2,422	2億5,610万円
特定施設入所者生活介護	1,596	2億3,961万円
小規模多機能型居宅介護(※)	1,067	1億5,776万円
福祉用具貸与	13,628	1億5,136万円
訪問看護	3,588	1億3,833万円
訪問リハビリテーション	892	2,506万円
訪問入浴介護	372	1,811万円
居宅療養管理指導	1,062	710万円
計	99,825	48億9,064万円

さかいクリーンセンターからのお知らせ

◎肥料の予約開始及び有料化について

現在、肥料の配布を中止していますが、平成25年1月より予約を再開します。なお平成25年1月より肥料は有料となります。

- 予約開始日
平成25年1月4日(金)
- 販売価格
1袋100円(1人5袋まで)
- 配布日・時間
毎週火曜日、木曜日
10時～12時、13時～15時
- 申込方法
左記まで電話
- 問い合わせ
さかいクリーンセンター
電話 72-2200

◎施設の状況

(平成24年11月7日)

項目	基準値	区分	測定結果
BOD(生物化学的酸素要求量)	220 mg/L	1	1.1 mg/L
ノルマルヘキサン鉱油類	5 mg/L	1	0.5 mg/L
ノルマルヘキサン動植物油	30 mg/L	1	0.5 mg/L
全窒素	240 mg/L	2	110 mg/L
全リン	32 mg/L	2	0.89 mg/L
アンモニア性窒素	380 mg/L	1	0.167 mg/L
pH	5~9	1	7.5
SS	150 mg/L	1	0.2 mg/L

区分 1: 福井県下水道公社設計基準 2: 坂井市下水道放流基準

臭気測定結果

(平成24年9月4日)

項目	基準値	敷地境界			
		東側	北側	西側	南側
臭気強度	2.5以下	0	0	0	0
臭気濃度	15以下	10未満	10未満	10未満	10未満

※坂井市環境基準

悪臭に係る規制基準について、特定の工場の敷地境界線において附表に掲げる6段階臭気強度0から3までを許容限度とする。

附表

臭気強度	臭気の程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何の臭いであるかがわかる弱いにおい
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

代官山墓地 使用者受付中

使用許可の要件

- 1 あわら市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの方
- 2 あわら市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地がある方

使用料と維持費

区画区分	
4.0㎡(2m×2m)	使用料 172,000円 維持費 31,000円 残区画数 90区画
区画区分	
6.0㎡(2m×3m)	使用料 228,000円 維持費 37,000円 残区画数 88区画

(平成24年10月31日現在)

- ※ 使用許可の要件2に該当する方は、この使用料、維持費が2割増となります。
- ※ 使用料は、永代使用料です。
- ※ 維持費については、永代ではありません。条例等の変更により納めていただくことがあります。

問い合わせと申込先

申し込み方法や墓地の空き状況については左記連絡先にお気軽にお問い合わせください。

坂井地区広域連合 環境衛生課
電話 91-3308(直通)

第43回 広域連合議会定例会

一般質問

畑野麻美子議員

- Q**
- 1-1 介護報酬と利用料金が連動する仕組みの中で、利用料金が減ってサービスの削減を余儀なくされるケースなどの実態は。
 - 1-2 生活援助の時間区分の見直しの現場の把握について。
 - 1-3 デイサービス(通所介護)の時間区分の見直しによる事業所や利用者への影響などについて。
 - 1-4 たんの吸引・経管栄養にかかる介護職員の具体的な取り組みはどうか。
- A**
- 1-1 24年度の介護報酬改定は介護保険制度を持続可能とするために地域包括ケアの推進、介護職員の処遇改善の確保、賃金へ介護事業者の経営状況等を踏まえ改定が行われたものである。今後調査を行い実態把握に努めたい。
 - 1-2 国の調査によると生活援助サービスは①掃除②調理・配下膳③洗濯 の順に需要が大きい。このような需要に応じ見直しが行われたもので、坂井地区での見直し前後の生活援助サービスの利用状況からみると、ケアプランについては利用者が必要とする計画が立てられサービスを受けていることがうかがえる。効果・影響等については、今後調査し

実態把握に努めたい。

- Q**
- 1-3 国の調査によるとデイサービスの平均提供時間は6時間27分で、毎年増加傾向にある。また、家族介護者も長時間のサービスを必要としている調査結果も出ている。このような実態から見直しが行われたもので、坂井地区内の事業所、利用者の状況は、7時間以上9時間未満の提供、利用の割合が高い。また、介護報酬も従来の6時間以上8時間未満より収益の増になり、利用者負担も増になるが、ケアプラン作成においては利用者等の状況を考慮しながら適切なサービス利用時間を定めている。
 - 1-4 介護職員が、たん吸引等を行うことができる認定特定行為業務従事者となるためには、基本的に50時間の講義のほか演習及び実地研修を受講し、県知事の認定証の交付を受ける必要がある。県内に9つある登録研修機関では、定められた課程に沿って研修が実施されている。
 - 2 生活保護者等に係る葬儀費は、生活保護法に定められている範囲内であわら市、坂井市より扶助費が支給される。また、身元が判明されない方は、墓地、埋葬法等に関する法律に基づき市が葬儀を行う。今後は待合室等を有効利用して葬儀や供養等を行える環境作りを考えたい。
- A**
- 1 現在坂井地区内に夜間対応型訪問介護を行う事業所はない。第5期介護保険事業計画では中学校単位でこのサービスを整備する計画で、現時点では坂井市三国町・春江町で24時間対応のサービスを展開する事業所が公募により決定している。
 - 1-1 現在坂井市三国町・春江町でサービスを展開する事業所を整備中である。複合型サービスは、小規模多機能居宅介護と訪問看護とを組み合わせたサービスを提供するもので、居宅サービスの充実を図るものである。
 - 2-1 現在坂井地区内の訪問介護事業所は18事業所あり、全ての事業所のサービス提供責任者は介護福祉士またはヘルパー1級の資格を有している。また、サービス提供責任者がヘルパー2級有資格であることにより減算対象となる事業所はない。
 - 2-2 現在、坂井地区内の在宅ケアの体制構築に関わる機関数は127機関ある。また、坂井地区在宅ケアネットワークでは、訪問診療をする「かかりつけ医」、訪問看護事業所の紹介や在宅医療に関し相談に応じる在宅医療コーディネーター事業を実施している。さらに地域包括支援センターと坂井地区在宅ケアネットワークの連携によるワンストップ相談対応など、介護側から医療側への対応を求める際の連携体制構築に向けた検討・実証を現在行っている。
 - 2-3 医療機関、介護保険事業者、行政などの連携による地域包括ケア体制の確立を目指す。今年度からの主な取り組みは4つあり①坂井地区の医療機関同士の連携体制の確立②坂井地区の医療・介護の多職種間で活用可能な統一の患者記録フォーマットの導入③地域包括支援センター単位での医療・介護・保健・福祉従事者の連携強化④坂井地区市民に向けた在宅医療の普及啓発 である。

田中千賀子議員

- Q**
- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業について
 - 2 複合型サービス事業についてのモデル事業について課題の取り組み
 - 2-1 複合型サービスの組み合わせ
 - 2-2 介護報酬改定に伴う減算対象事業所について
 - 2-3 在宅医療体制の整備・普及推進
 - 2-4 坂井地区独自の在宅の進め方

川畑孝治議員

Q

- 1 試算時にソーラーパネルの角度を20としたことは妥当か。
 - 2 施設整備費に電力会社への売電のための6,600Vへの昇圧施設費等は含まれていないのか。
 - 3 事業者への借地代の算出にあたり、売電に対する割合等も考慮すべきでは。
 - 4 施設の撤去費用を契約時に求めるとした事は妥当か。
- A**
- 1 (独)新エネルギー産業技術総合開発機構の日照量データから最適角度を算出したもので、予定地に近い三国町での過去20年間の平均最高積雪が24cmと少ないことから、20の角度とした。また、パネル角度は事業者募集に当たっての仕様条件とはしていない。
 - 2 応募事業者より、太陽光で発電された直流の電気を交流に変換するためのパワーコンディショナーと、送電線へ送るために6,600Vに昇圧する設備を含んだ施設整備費が提案されることを考える。
 - 3 募集要項では、貸付料については坂井市の算定基準を基本とし、事業者からの提案によるものとしている。事業者募集に当たっては、緑化整備に努めること、環境教育等に活用できる付帯設備の設置も条件としており、事業者選考においては貸付料を重視するのではなく、総合的な判断をしていきたい。
 - 4 財務規則中の契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付する旨の規定に基づき募集要項の条件とした。

坂井地区の多職種が
「顔が見えない関係」から
「顔の見える関係」へ



平成24年12月2日(日)に、第1回顔の見える多職種連携カンファレンス(会議)をあら市役所正庁で開催しました。坂井地区で活躍している、医療・介護・保健・福祉従事者が多数参加しグループワークを行いました。

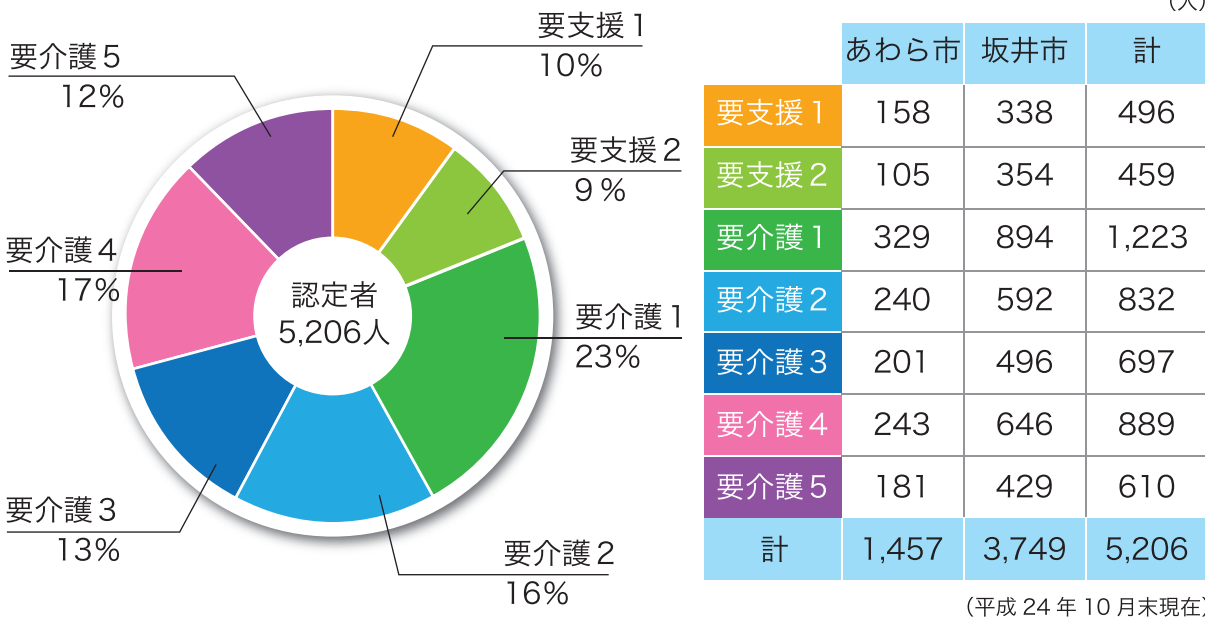
会議全体やグループワークの進行を、在宅医療に取り組んでいる医師や歯科医師が務め、ケアマネジャーや訪問看護師など多職種の方々と在宅ケアについて積極的に意見交換を行いました。

真剣な表情の中にも笑顔がまじり、初対面どうしにもかかわらず和気あいあいとした雰囲気で開催されました。



要介護等認定者数の状況

(人)



編集後記

今年も残すところあとわずかととなり、なにかと忙しい時期になりました。今年一番のニュースはロンドン五輪と思っていました。が、年末になりまさかの衆議院解散。この広報が届く前後には選挙の結果が出ているかと思いますが、どの政党が政権をとったとしても国民の方を向いて政治をしてほしいものです。

と、偉そうなことを言ったものの当の私は目の前のことで手一杯…。それでは最後となりましたが、来年が皆様にとって明るい年となりますように。(孝)

介護保険料の納期限は

- 第6期 12月25日(火)
 - 第7期 平成25年1月25日(金)
 - 第8期 2月25日(月)
- ※納期限までに納めましょう